

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令案について

平成18年12月
環 境 省

1. 政令案の概要

本政令案は、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)に基づく都道府県知事の権限に属する事務の一部が移管される市に、つくば市を追加するものである。

2. 改正の理由

- (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)とその特別法である湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)については、その一体的施行を確保するため、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第10条に基づき、水質汚濁防止法に基づく都道府県知事の権限に属する事務の一部が移管される市(以下「水濁法の政令市」という。)と湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号)第12条に基づき、湖沼水質保全特別措置法に基づく都道府県知事の権限に属する事務の一部が移管される市(以下「湖沼法の政令市」という。)が一致するよう、措置してきたところ。
- (2) 今般、地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の指定に関する政令(平成12年政令第417号)の改正¹により、来年4月1日以降、その区域内に湖沼水質保全特別措置法の指定地域の一部を有するつくば市を特例市とする²措置が行われることから、湖沼水質保全特別措置法施行令について、つくば市を湖沼法の政令市に追加する措置を行うもの。

1 現在、総務省において改正政令案を準備中。

2 水質汚濁防止法施行令には特例市を一律に水濁法の政令市とする規定があるため、つくば市が特例市になると自動的に水濁法の政令市に追加される。

3. 今後の予定

事務次官等会議	平成18年12月14日(木) 予定
閣 議	平成18年12月15日(金) 予定
施 行	平成19年 4月 1日(日)